

通学規程

1 自転車通学

■ 許可条件

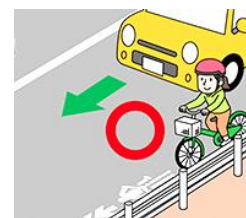
「自転車通学許可願」を提出し、許可され、車体後ろ泥よけにステッカーを貼り付けていること

■ 自転車の規格・装備

- ① 車体の色やデザインが華美でない、「普通自転車」
- ② サドルがハンドルより低く、サドルに座ったとき両足が地面に着くもの
- ③ 防犯登録のステッカーがあるもの
- ④ 前かご、ライト、反射材、ブレーキ、ベル、両脚のスタンド、鍵が付いているもの
- ⑤ 装飾目的の付属品が付いていないもの

■ 運転

- ① 強風、豪雨、積雪、路面凍結時には自転車を使用しない
- ② 自転車を使用するときは必ずヘルメットを着用する
- ③ 歩道と車道の区別のあるところでは車道を通行する（左側通行）
- ④ 「普通自転車歩道通行可」の標識がある歩道は通行できる（車道側通行、歩行者優先）
- ⑤ 交差点では一時停止と安全確認する
- ⑥ 自転車横断帯がある横断歩道では横断帯を通行する
横断帯のない横断歩道では自転車を押して渡る
- ⑦ 2人乗り、並進、ノーヘル、無灯火、信号無視など、交通ルール違反をしない
(ルール・マナーに違反した場合、その内容や回数により自転車通学許可を取り消す)
- ⑧ 夜間はライトを点灯する
- ⑨ 雨天時はレインコートを着用する
- ⑩ 夕方の下校時は反射タスキを着用する



2 徒歩通学

- ① 右側を通行し、歩道のあるところは必ず歩道を歩く
- ② 道路を横断するときは、横断歩道を利用し、一旦停止と左右の確認を必ず行う
- ③ 夕方の下校時は反射タスキを着用する

3 バス通学

- ① 右側を通行し、歩道のあるところは必ず歩道を歩く
- ② 道路を横断するときは、横断歩道を利用し、一旦停止と左右の確認を必ず行う
- ③ 夕方の下校時は反射タスキを着用する
- ④ バスを待つときは、歩行者などの通行を妨げず、乗務員から見やすいよう停留所のすぐ近くで静かに待つ
- ⑤ 車内では荷物はひざの上か足元に置く
- ⑥ 車内では静かに過ごし、飲食は控える
- ⑦ 走行中に席を立ったり歩いたりしない
- ⑧ バスを降りるときは、歩行者や自転車の通行に気をつける



4 通学路

■ 安田地区の生徒

【 登校時 】

- ① 県道 9号安来伯太日南線の歩道を通る
 - ② 井戸地区（寺田牧場前）の横断歩道で、左右確認後、
自転車を押して伯太川方向に渡る
 - ③ 道路横断後、伯太川と蛇喰川の間の道を通り、市場尻橋の「側道橋」を渡る
 - ④ 伯太郵便局前の横断歩道で自転車を押して渡り、伯太体育館に向かう道路を通って登校する
- ※ 関、未明、安田団地方面の生徒は、登校時は米飯加工センター前道路通行可



【 下校時 】

- ⑤ はくた文化学習館前を通り、市場尻橋の「側道橋」を渡る
- ⑥ 登校時に通る狭い道路は通らず、
伯太庁舎前の県道 9号伯太日南線に出る
- ⑦ 県道 9号安来伯太日南線の歩道を通って安田方面に向かう
- ⑧ 関、未明、安田団地方面の生徒は、
下校時は米飯加工センター前道路を通行しない



■ 井尻地区の生徒

【 登校時 】

- ① 井尻小、井尻駐在所、井尻簡易郵便局前の道路を通行する
(県道 9号安来伯太日南線は通行しない)
- ② 八幡原橋、平成大橋付近の横断歩道で自転車を押して渡り、
県道 9号安来伯太日南線の歩道を通る
- ③ 大正屋醤油店近くの交差点を左折し、永新橋を渡る
- ④ 東渡バス停付近の交差点は見通しが悪いため、
左右の確認をしっかりと行い、自転車を押して渡る
- ⑤ 後藤屋呉服店前の道路を通って登校する



【 下校時 】

上記⑤～①の経路

■ 母里地区の生徒

- ① 御崎団地方面からは、安来警察署母里駐在所前を通り、弘鶴橋を渡ってはくた文化学習館前
道路を通行する
- ② 東渡バス停付近の交差点では左右の確認をしっかりと行い、はくた文化学習館前の道路を通る
- ③ ふるさと母里・旧名和商店間の道路は通行しない

■ 赤屋地区の生徒

【 登校時 】

- ① バス停留所「弘鶴橋」でバスから降りる
- ② はくた文化学習館前の道路に出る。
- ③ 母里小学校校門に向かう道を通行し、登校する。



【 下校時 】

上記③～①の経路

